

試験問題

事業者名:

役職:

氏名:

【正誤問題】

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

1.	他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業ではない。	×	道路運送法 第 2 条
2.	一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過していれば、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けることができる。	×	道路運送法 第 7 条
3.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。ただし、天災の場合はこの限りではない。	×	道路運送法 第 10 条
4.	一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の許可を受けなければならない。	×	道路運送法 第 11 条
5.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、いかなる場合でも、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。	×	道路運送法 第 14 条
6.	一般貸切旅客自動車運送事業の営業所の名称を変更するときは、事業計画変更の認可を受ける必要がある。	×	道路運送法 第 15 条
7.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。(ただし、災害の場合等を除く。)	○	道路運送法 第 20 条
8.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。	○	道路運送法 第 22 条

9.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。	○	道路運送法 第 22条の2
10.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。	○	道路運送法 第 30条
11.	一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に利用させてはならないが、事業を貸し渡してもよい。	×	道路運送法 第 33条
12.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、双方の合意があれば事業の譲渡及び譲受を行うことができ、その効力はすぐに生じる。	×	道路運送法 第 36条
13.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。	×	道路運送法 第 38条
14.	事業用自動車を使用するものは、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。	○	道路運送法 第 95条
15.	一般貸切旅客自動車運送事業者の事業計画は、営業区域、営業所の名称及び位置営業所ごとに配置する事業用自動車の数のみである。	×	道路運送法施行規則 第 4条
16.	一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の三十日前までに運賃及び料金設定(変更)届出書を提出しなければならない。	○	道路運送法施行規則 第 10条の2
17.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 4条
18.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。	×	旅客自動車運送事業運輸規則 第 7条の2

19.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡したときは、すみやかに、その旨を家族に通知し、また、遺留品を保管しなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 19条
20.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 21条
21.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 24条
22.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の平均速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、この記録を一年間保存しなければならない。	×	旅客自動車運送事業運輸規則 第 26条
23.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行うとともに、これを運転者に携行させなければならない。また、運行指示書を運行の終了の日から三年間保存しなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 28条の2
24.	旅客自動車運送事業者は、日々雇い入れる者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 36条
25.	旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保管しなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 37条
26.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 47条
27.	一般貸切旅客自動車運送事業者は毎事業年度の経過後に輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。また、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 47条の7
28.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者であっても運行管理を補助させるための者であれば、選任することができる。	×	旅客自動車運送事業運輸規則 第 47条の9

29.	運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 50 条
30.	旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに管轄する運輸支局に提出しなければならない。	×	旅客自動車運送事業等報告規則 第 2 条
31.	旅客自動車運送事業者は、その住所が変更になった場合、その所有する事業用自動車について、道路運送車両法の規定に基づき、変更登録の申請をしなければならない。	○	道路運送車両法 第 12 条
32.	自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあつては二年とする。(ただし、検査対象軽自動車は除く)	×	道路運送車両法 第 61 条
33.	1日についての拘束時間は、14時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。	×	自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 第 5 条
34.	一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間は、3時間を超えないものとしなければならない。	×	自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 第 5 条
35.	「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、安全や利用者サービスの向上に意欲的に取り組んでいる貸切バス事業者が利用者に選択されることを促進することを目的としている。	○	輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン

【選択問題】

次の法令の()にあてはまる言葉を下から選び、記号を入れて下さい。

36. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、()、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

ア. あらかじめ イ. 事後に ウ. 運送開始前に

ア

道路運送法第9条の2

37. 事業者は、事業用自動車を()しなければならない。

ア. 可能な限り清潔に イ. 常に清潔に保持 ウ. 運行ごとに清掃

イ

運輸規則第44条

38. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し対面により点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び()について報告を求めなければならない。

ア. 運賃収入 イ. 運行状況 ウ. 健康状態

イ

運輸規則24条

【筆記問題】

次に列記したものは、一般貸切旅客自動車運送事業に従事する従業員のうち、その者に義務づけられた業務内容を示したものです。その者の正式名称を答えなさい。

- 39.
- ・乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること
 - ・事業用自動車の運転者に対し、乗務記録を作成させ、保存すること
 - ・必要がある場合は、事業用自動車に非常信号用具を備えること
 - ・運転者の要件を備えない者に事業用自動車を運転させないこと

運行管理者

事業者が提出する事業報告書は、次に記載するとおりである。

()にあてはまる語句を記入しなさい。

- 40.
- ・事業概況報告書
 - ・()
 - ・貸借対照表
 - ・一般旅客自動車運送事業損益明細表
 - ・一般旅客自動車運送事業人件費明細表

損益計算書

旅客自動車運送事業等
報告規則第2条第2項